

2/27 喜桂

安倍晋三前政権が施行した生活保護基準の引き下げを巡り、大阪地裁で出されましたが、当時の厚生労働相の判断たる「過誤、欠落」があり、行政の裁量権を逸脱してしまったとして指摘され、減額処分を取り消すという判決です。生活保護利用者の暮らしの実態を踏まえず、「削減ありき」で基準を引き下げた政府の姿勢を断罪した判決は画期的です。利用者の粘り強いたたかいが切り開いた大きな勝利です。政府は、判決を真摯に受け止め、引き下げを撤回すべきです。

#### 算定方法は誤りと認定

この裁判は、大阪府の生活保護利用者42人が、基準引き下げを決めた政府へ、それに基づいて減額

## 主張

### 生活保護訴訟判決

を決めた府内12市を相手取り、処分取り消しを求めて起こしました。原告は、2013～15年に安倍前政権が段階的に実行した最大10%の保護基準引き下げは、憲法が保障する生存権を侵害し、生活保護法に違反すると訴えました。原告が勝訴した今度の大坂地裁

を決めた府内12市を相手取り、処分取り消しを求めて起こしました。原告は、2013～15年に安倍前政権が段階的に実行した最大10%の保護基準引き下げは、憲法が保障する生存権を侵害し、生活保護法に違反すると訴えました。原告が勝訴した今度の大坂地裁

## 削減ありきの違法を断罪した

に対する厳しい批判です。

に對する厳しい批判です。

制度にも連動していくため、利用者が外の国民にも深刻な影響を及ぼしました。

「ロコナ福で生活に困窮する国民主権政権は深刻に受け止めなければなりません。基準引き下げの違憲・違法を問う裁判は全国29都道府県で1000人近く原告がたたかっています。政府は今回の判決に従い、引き下げ前の生活保護基準に戻すことを決断する時です。

権利として使いやすく

判決が重要なのは、厚生労働省が基準引き下げの「口実にした物価下落の算定方法の誤りを明確に認めただ」とことです。

また判決は、厚生労働省の算定方法も問題視しました。この手法は、生活保護利用者が購入する機会が少ないテレビやパソコンの物価下落が大きく反映させたとする「デフレ調整」という理

由の引き下げについて司法からも深刻な影響を及ぼしました。この司法の誤りは、生活保護の権利と示一ムペー

リ「統計等の客観的な数値等との整合性を欠いており」「最低限度の生活の具体化にかかる判断の過程でなく」と認めました。国民が使ったとある「手書きに過誤、欠落があった」いやらしい生活保障の仕組みに改定する」と違法の判断がされたことを嘗めることが義務になっています。